

## 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会

### 保育補助者雇上費貸付要綱

#### (趣旨)

第1条 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会保育補助者雇上費貸付（以下「保育補助者雇上費貸付」という。）は、保育士の業務負担軽減による離職防止と保育士資格の新規取得者の確保を図るため、保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という。）の雇い上げに必要な費用を貸付けることにより、保育人材の確保を図ることを目的として、予算の範囲内で貸付けを行う。

#### (貸付対象者)

第2条 貸付対象者は、次の各号に掲げる要件に該当する大阪市及び堺市を除く大阪府内（以下「区域」という。）に所在する施設又は事業者とする。

- (1) 新たに保育補助者の雇い上げを行う以下の施設又は事業者（以下「保育所等」という。）
  - ア 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園（地方公共団体が運営するものを除く。）
  - イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う者
  - ウ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う者
  - エ 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業を行う者
- (2) 特に保育士の業務負担軽減に資する取組を行っている、上記(1)のアからエの施設又は事業者であって、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が適当と認める者
- (3) 以下のいずれかの要件を満たす場合は、既に雇用している保育補助者についても例外的に対象とする。
  - ア 既に雇用している保育補助者について、保育士資格の取得に施設として取り組んでいる場合で、その者の資格取得後に別の補助者を雇用する計画があること。
  - イ 貸付けを受けることにより、保育士の給与改善を図るなど、保育士の処遇改善に取り組み、前年同月における保育士及び保育補助者の数と比較して、保育士及び保育補助者がそれぞれ同数以上であること。
  - ウ 保育士の平均勤続年数が11年以上であること。また、特に保育士の業務負担軽減に資する取組を行っている(1)のアからエの施設または事業者であって府社協議会長が適当と認める者。

#### (貸付期間及び貸付額等)

第3条 貸付期間は、保育補助者が保育所等に勤務する期間とする。ただし、貸付期間は当該保育所等に勤務を開始した日から起算して3年間を限度とする。

- 2 貸付額は、年額2,953,000円以内とする。ただし、平成28年10月11日以降の貸付においては、貸付申請日の属する年度の4月1日における常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が2割以上の施設又は事業所において、貸付により2人以上の保育補助者を雇い上げる場合、年額2,215,000円以内を加算し、貸付額を年額5,168,000円以内とすることができるも

のとする。なお、貸付けに当たっては、前条（１）イ及びウの貸付対象については、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第２９条に規定する地域型保育給付費又は同法第３０条に規定する特例地域型保育給付費の支給の算定の対象となる者の雇い上げに係る費用を除き、前条（１）エの貸付対象については、企業主導型保育事業費補助金において当該補助金の算定の対象となる者の雇い上げに係る費用を除くこととする。

３ 利子は、無利子とする。

（貸付申請）

第４条 保育補助者雇上費貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の保育補助者雇上費貸付申請書（第１号様式。以下「貸付申請書」という。）及び必要書類を添付して、会長に申請しなければならない。

- （１）貸付申請書（第１号様式等）
- （２）誓約書（第２号様式）
- （３）連帯保証人の前年の所得を証明する書類
- （４）保育士勤務環境改善計画書（第３号様式）
- （５）保育補助者の子育て支援員研修修了証の写し等の保育に関する一定の研修を受講していることを証明する書類
- （６）雇用契約書の写し
- （７）定款、役員名簿、財務諸表、代表者事項証明書、登記簿謄本
- （８）その他、会長が必要と認める書類

（連帯保証人）

第５条 申請者は、連帯保証人１名を立てなければならない。

- ２ 連帯保証人は、保育補助者雇上費貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。
- ３ 前項の連帯保証人は、貸付申請時６５歳未満の成年者で市町村民税・都道府県民税の課税されている独立の生計を営む者でなければならない。
- ４ 保育補助者雇上費貸付を受けた者（以下「借受人」という。）が、連帯保証人を変更しようとするときは、会長の承認を受けなければならない。

（貸付の決定等）

第６条 会長は、第４条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは保育補助者雇上費貸付を決定し、保育補助者雇上費貸付決定通知書により申請者に通知し、申請者との契約により貸付けるものとする。また、貸付けを行わないことを決定したときは、その旨を申請者に通知する。

（交付方法）

第７条 保育補助者雇上費貸付の交付は、貸付けを決定した日の属する月の翌月以降に分割の方法により交付するものとし、１回につき３ヵ月分ずつ、別に定める月に口座振込の方法により交付する。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

- ２ 分割交付の時期は、別に定める。

（異動の届出）

第８条 借受人は、次の各号の一に該当したときは、直ちにその事実を証する書類を添えて、会長に届け出なければならない。

- (1) 貸付対象者又は保育補助者が住所、氏名を変更したとき。
  - (2) 保育補助者が休職、復職、停職したとき。
  - (3) 保育補助者を変更するとき。
  - (4) 貸付けを辞退するとき。
  - (5) 連帯保証人の住所、氏名に変更があったとき。
  - (6) 保育補助者が貸付けを受けた保育所において保育の補助等に従事しなくなったとき。
- 2 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、事実を証明する書面を添えてその旨を直ちに会長に届け出なければならない。
- 3 第1項から前項までの規定による届出は、借り受けた保育補助者雇上費貸付に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

#### (借用証書)

第9条 借受人は、貸付決定を受けた日から20日以内に、保育補助者雇上費貸付借用証書(第4号様式)を会長に提出しなければならない。

#### (貸付契約の解除及び貸付けの休止)

- 第10条 会長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、その契約を解除するものとする。
- (1) 保育補助者が退職し、死亡し、又は心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるときであつて、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇上を行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する又はそれに準ずる者として会長が認めることが著しく困難であるとき。
  - (2) 借受人が貸付期間中に保育補助者雇上費貸付の契約の解除を申し出たとき。
  - (3) 虚偽の申し込みその他不正な手段によって貸付けを受けたとき。
  - (4) その他保育補助者雇上費貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 2 借受人が疾病その他の理由により休職した場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月の分まで貸付けを行わないものとする。

#### (返還)

- 第11条 借受人は、次の各号の一に該当する場合(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から貸付期間に相当する期間(返還債務の履行を猶予したときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。)内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦等により返還しなければならない。
- (1) 保育補助者雇上費貸付の契約が解除されたとき。
  - (2) 保育補助者が貸付けを受けた区域内の保育所等において第14条第1号に規定する業務に従事しなかったとき。
  - (3) 借受人が貸付けを受けた区域内の保育所等において第14条第1号に規定する業務に保育補助者を従事させる意思がなくなったとき。
  - (4) 保育補助者が業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

#### (返還の債務の履行猶予)

第12条 保育補助者が、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続してい

る期間、履行期限の到来していない貸付額に係る返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 保育補助者が区域内において第14条第1号に規定する業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(返還の猶予の申請等)

第13条 前条による返還の猶予を受けようとする者は、別に定める保育補助者雇上費貸付返還猶予申請書に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて、会長に申請しなければならない。

- 2 会長は、前項による猶予の申請があったときは、当該猶予の申請について、承認又は不承認を決定し、その旨を借受人に通知するものとする。

(返還債務の当然免除)

第14条 会長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、保育補助者雇上費貸付の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 保育補助者雇上費貸付を受けた区域内の保育所等において保育補助者が保育の補助等に従事し、かつ、貸付けを受ける期間中に保育士資格を取得したとき、又は当該貸付終了後1年の間に保育士資格を取得することが見込まれるとき、その他これに準ずるものとして会長が認めるとき。
- (2) (1)に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(返還債務の裁量免除)

第15条 会長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた保育補助者雇上費貸付(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡し、又は障がいにより貸付けを受けた保育補助者雇上費貸付を返還することができなくなったとき
  - (2) 長期間所在不明となっている場合等保育補助者雇上費貸付を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき
  - (3) 保育補助者雇上費貸付を受けた区域内の保育所等において1年以上第14条第1号に規定する業務に従事したとき
- 2 裁量免除の額は第14条に規定する業務に従事した月数を保育補助者雇上費の貸付を受けた月数の3分の4に相当する月数(この月が24に満たない場合は24とする)で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする)を返還の責務の額に乗じて得た額とする。

(返還の免除の申請等)

第16条 第14条及び前条による返還債務の免除を受けようとする者は、別に定める保育補助者雇上費貸付返還免除申請書に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、会長に申請しなければならない。

- 2 会長は、前項による免除の申請があったときは、当該免除の申請について承認又は不承認を決定し、その旨を借受人に通知するものとする。

(業務従事期間の計算)

第 17 条 保育補助者雇上費貸付の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる業務従事期間の計算は、保育の補助等の業務に従事した日の属する月から従事しなくなった日の前日の属する日までの月数による。

(延滞利子)

第 18 条 会長は、借受人が正当な理由がなくて保育補助者雇上費貸付を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 5 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(その他)

第 19 条 本貸付要綱、保育士修学資金貸付等制度実施要綱（平成 28 年 2 月 3 日付け厚生労働省発雇児 0203 第 3 号厚生労働事務次官通知）及び保育士修学資金貸付等制度の運営について（平成 28 年 2 月 3 日付け雇児発 0203 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 2 月 28 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。